

第12回 農地部定例会議事録

- 開催日時 令和元年5月27日 13時30分
- 開催場所 阿南市役所 602会議室
- 出席委員 井出部長・中村副部長・久米寛治委員・南部委員・岡部委員・幸田委員・久米博委員・森委員・阪井委員・吉岡委員・竹内委員・厚田委員・久積委員・服部委員・佐竹委員・植田委員・亀井委員・松田推進委員
- 欠席委員 萩野委員
- 檜主査 欠席委員の報告及び、農業委員等に関する法律第27条第3項により会議の有効性を報告
- 議案の訂正を申し上げます。
議案書の14ページをお開きください。第7号議案No.12借受人が「○○○○」となっておりますが、正しくは、「○○○○○」です。
議案書の16ページをお開きください。第7号議案No.26期間が「1年」となっておりますが、正しくは、「岩脇上平35番、岩脇西園58番1・58番8・97番1が1年、その他が10年」です。
- 井出部長 (部長挨拶)
それでは第12回農地部定例会を始めさせていただきます。
本日は、萩野会長が欠席でございますので、農業委員会等に関する法律第29条により、「総会又は部会は、推進委員に対し、いつでもその活動について報告を求めることができる」となっていることから、中野島地区における事前審議の報告を松田推進委員にお願いしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。
- 一同 異議なし
- 井出部長 それでは、松田推進委員の出席を認めます。本日の議事録署名者は宝田地区の厚田委員、長生地区の久積委員にお願いします。
- それでは本日の議事に入りたいと思います。
第1号議案 非農地証明願の取下(取消)について
第2号議案 非農地証明願について

第3号議案 農地法第3条の規定による許可申請について
第4号議案 農地法の規定による許可申請の取下（取消）について（4条）
第5号議案 農地法第4条の規定による許可申請について
第6号議案 農地法第5条の規定による許可申請について
第7号議案 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について
ただし、農業委員会等に関する法律第31条により7ページ第6号議案No.11、15ページ第7号議案No.22については別途審議といたします。
議案についてはそれぞれ各地区で事前に審議されていると思いますのでご報告をお願いします。椿地区からお願いします。

久米寛治委員 それでは椿地区からご報告します。椿地区は5月20日に福井公民館において、福井地区、橘地区と合同で地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。
議案書の9ページをお開きください。第7号議案「委員による朗読・説明」法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。地区部会では許可相当としました。
以上、椿地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしく願いいたします。

井出部長 次に、福井地区をお願いします。

南部委員 それでは福井地区からご報告します。福井地区は5月20日に福井公民館において、椿地区、橘地区と合同で地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。
議案書の6ページをお開きください。第6号議案「委員による朗読・説明」地区部会では許可相当としました。
議案書の10ページをお開きください。第7号議案「委員による朗読・説明」法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。地区部会では許可相当としました。
以上、福井地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしく願いいたします。

井出部長 次に、橘地区をお願いします。

岡部委員 それでは橘地区からご報告します。橘地区今回議案はございません。

井出部長 次に、新野地区をお願いします。

中村副部長 それでは新野地区からご報告します。新野地区は5月22日に新野公民館において地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の6ページをお開きください。第6号議案「委員による朗読・説明」地区部会では許可相当としました。

議案書の12ページをお開きください。第7号議案「委員による朗読・説明」法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。地区部会では許可相当としました。

以上、新野地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしくお願ひします。

井出部長 次に、桑野地区お願ひします。

久米博委員 それでは桑野地区からご報告します。桑野地区は5月21日に桑野公民館において地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の2ページをお開きください。第2号議案「委員による朗読・説明」地区部会では許可相当としました。

議案書の6ページをお開きください。第6号議案「委員による朗読・説明」地区部会では許可相当としました。

議案書の12ページをお開きください。第7号議案「委員による朗読・説明」法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。地区部会では許可相当としました。

以上です。桑野地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしくお願ひします。

井出部長 次に、見能林地区お願ひします。

阪井委員 それでは見能林地区からご報告します。見能林地区は5月17日に宝田公民館にて富岡地区、宝田地区と合同で地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の4ページをお開きください。第4号議案「委員による朗読・説明」地区部会では許可相当としました。

議案書の12ページをお開きください。第7号議案「委員による朗読・説明」法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。地区部会では許可相当としました。

以上、見能林地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしくお願ひし

ます。

井出部長 次に、富岡地区お願いします。

竹内委員 それでは富岡地区からご報告します。富岡地区は5月17日に宝田公民館にて見能林地区、宝田地区と合同で地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の14ページをお開きください。第7号議案「委員による朗読・説明」法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。地区部会では許可相当としました。

以上、富岡地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしくをお願いします。

井出部長 次に、宝田地区お願いします。

厚田委員 それでは宝田地区からご報告します。宝田地区は5月17日に宝田公民館にて見能林地区、富岡地区と合同で地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の5ページをお開きください。第5号議案「委員による朗読・説明」地区部会では許可相当としました。

議案書の6ページをお開きください。第6号議案「委員による朗読・説明」地区部会では許可相当としました。

議案書の15ページをお開きください。第7号議案「委員による朗読・説明」法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。地区部会では許可相当としました。

以上、宝田地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしくをお願いします。

井出部長 次に、長生地区お願いします。

久積委員 それでは長生地区からご報告します。長生地区は5月21日に事務局にて中野島地区と合同で地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の6ページをお開きください。第6号議案「委員による朗読・説明」地区部会では許可相当としました。

議案書の15ページをお開きください。第7号議案「委員による朗読・説明」法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。地区部会では許可相当としました。

以上、長生地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしくお願ひします。

井出部長 次に、中野島地区お願ひします。

松田委員 それでは中野島地区からご報告します。中野島地区は5月21日に事務局にて長生と合同で地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の2ページをお開きください。第2号議案「委員による朗読・説明」地区部会では許可相当としました。

議案書の5ページをお開きください。第5号議案「委員による朗読・説明」地区部会では許可相当としました。

議案書の15ページをお開きください。第7号議案「委員による朗読・説明」法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。地区部会では許可相当としました。

以上、中野島地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしくお願ひします。

井出部長 次に、大野地区お願ひします。

服部委員 それでは大野地区から報告させていただきます。大野地区は5月22日に老人憩いの家にて地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の1ページをお開きください。第1号議案「委員による朗読・説明」地区部会では許可相当としました。

議案書の6ページをお開きください。第6号議案「委員による朗読・説明」地区部会では許可相当としました。

議案書の15ページをお開きください。第7号議案「委員による朗読・説明」法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。地区部会では許可相当としました。

以上、大野地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしくお願ひします。

井出部長 次に、加茂谷地区お願ひします。

佐竹委員 それでは加茂谷地区からご報告します。加茂谷地区は5月21日に加茂谷公民館にて地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の2ページをお開きください。第2号議案「委員による朗読・説明」地区部会では許可相当としました。

議案書の16ページをお開きください。第7号議案「委員による朗読・説明」法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。地区部会では許可相当としました。

以上、加茂谷地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしく申し上げます。

井出部長

続きまして那賀川地区からご報告します。那賀川地区は5月24日に那賀川公民館にて地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の3ページをお開きください。第3号議案「法第3条第2項各号の判断については調査書に基づき説明」地区部会では許可相当としました。

議案書の6ページをお開きください。第6号議案「委員による朗読・説明」地区部会では許可相当としました。

議案書の8ページをお開きください。第7号議案「委員による朗読・説明」法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。地区部会では許可相当としました。

以上、那賀川地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしく申し上げます。

井出部長

次に、羽ノ浦地区お願いします。

植田委員

それでは羽ノ浦地区からご報告します。羽ノ浦地区は5月20日に羽ノ浦公民館にて地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の6ページをお開きください。第6号議案「委員による朗読・説明」地区部会では許可相当としました。

議案書の16ページをお開きください。第7号議案「委員による朗読・説明」法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。地区部会では許可相当としました。

以上、羽ノ浦地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしく申し上げます。

井出部長

それでは、それぞれの地区からご報告いただきましたが、別途審議を行いますので、農業委員会等に関する法律第31条により〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇には、採決の間、退室をお願いします。

(○○○○○、○○○○○退室)

井出部長 議事を再開します。
それでは、議案書の7ページ第6号議案No.11、15ページ第7号議案No.22について承認してもよろしいか。

一同 異議なし

井出部長 それでは、議案書の7ページ第6号議案No.11、15ページ第7号議案No.22について承認といたします。
退室した○○○○○、○○○○○に入室してもらってください。

(○○○○○、○○○○○入室)

井出部長 議事を再開いたします。それぞれ各地区からご報告をいただきましたが、ご意見、ご質問がありましたら発言願います。

井出部長 それでは、他に意見もないようですから、ただいまの審議の結果を事務局より報告してもらいます。

檜主査 報告します。第12回農地部定例会議案、第1号議案から第7号議案は、全て承認です。

井出部長 只今事務局から報告のとおり決定してよろしいか。

一同 異議なし

井出部長 それでは報告のとおり承認します。
以上で議案審議は終了します。次に、議案外その他に入りますが、事務局から「農地法第4条の規定による許可申請の不許可について」追加の議案があるようなので、説明をお願いします。

檜主査 お配りしております、第8号議案農地法第4条の規定による許可申請の不許可についてですが、上記の案件については、平成30年12月25日開催の第7回農地部定例会において承認され、平成31年1月16日開催の徳島県農業会議第34回常設審議委員会に諮問していました。しかし、平成31年1月11日付けの徳島県農林水産部農林水産政策課からの通知で、資材置場・駐車場を目的とした転用許可申請の審査で確認すべき項目に再生可能エ

エネルギー発電事業計画の認定（申請中のものを含む）の有無を追加で調査するようになりました。調査の結果、申請前に認定を取得していたことが判明したため、常設審議委員会において、資材置場に供する確実性を再調査するよう答申を受けました。答申に従って代理申請人や申請人に対し確実性について弁明を求めたが、未だに応じない状態が継続しています。

当該申請地については、農地転用の許可申請より前に再生可能エネルギー発電事業計画の認定を取得しており、資材置場に転用後、容易に太陽光発電施設へ転換できることや、資材置場に供する確実性について弁明に応じないことから鑑み、申請内容を審査するにあたって、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性（農地法施行規則第47条第1号）が認められないと判断し、不許可と致します。

このことについて、ご承認いただきますよう、よろしくお願いいたします。

井出部長 ただいま事務局からの説明についてご意見ご質問はございますか。

井出部長 意見もないようなので、ただいま事務局から説明のとおり承認してよろしいか。

一同 異議なし

井出部長 説明のとおり承認します。

井出部長 それでは、事務局から事務連絡がありましたら、お願いいたします。

檜主査 次回の農地部定例会は、6月25日の13時30分から予定してありますが、定例会終了後、15時から研修会、16時から総会を併せて行いますので、ご出席いただきますよう、お願いします。

井出部長 それでは以上をもちまして、第12回農地部定例会を閉会いたします。本日は大変ご苦労さまでした。

閉 会